

東京海区漁業調整委員会

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する第42条第3項及び同条第5項並びに第46条第2項の規定に基づき、令和4年における固定式刺し網漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間を別紙とおり定めることについて、貴委員会の意見を求めます。

令和4年6月9日

東京都知事 小池百合子
(公印省略)

固定式刺し網漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類は、たかべ固定式刺し網漁業とする。
- (2) 許可をすべき船舶等の数は、定めなしとする。
- (3) 許可をすべき船舶の総トン数は、許可証に記載された船舶の総トン数とする。
- (4) 推進機関の馬力数は、定めなしとする。
- (5) 操業区域は、神津島村銭洲地先漁場（銭洲周囲最大高潮時海岸線と同線から沖合 2,000m の線によって囲まれた区域）とする。
- (6) 漁業時期は、周年とする。
- (7) 漁業を営む者の資格は東京都新島村に住所を有し（法人にあつては、主たる事務所の所在地が東京都新島村にあり）、かつ、船舶根拠地（漁船法施行規則（昭和 25 年農林水産省令第 95 号）第 1 条第 9 項に規定する主たる根拠地をいう。）が東京都新島村の区域にある者であることとする。

2 許可等を申請すべき期間

許可等を申請すべき期間は、令和 4 年 7 月 15 日から令和 4 年 8 月 15 日までとする。

3 許可の有効期間

許可の有効期間は、令和 4 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日までとする。

4 許可の基準

別添「令和 4 年における固定式刺し網漁業の許可方針第 6」のとおり。